

7 陳 情 第 1 8 号	区営火葬場の新設を求める陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 6 日受理、令和 7 年 9 月 2 5 日付託
陳 情 者	新宿区————— —————

(要 旨)

東京 2 3 区において、火葬場の大半を運営する東京博善株式会社（以下、「東京博善」という）が、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって区民葬儀の取り扱いを終了し、火葬料金を大幅に値上げ（5 9, 6 0 0 円から 8 7, 0 0 0 円、差額 2 7, 4 0 0 円）する方針を発表しました。これにより、経済的負担が増大し、特に低所得者層や高齢者にとって葬送の機会が脅かされる事態となっています。東京 2 3 区内の火葬場 9 施設のうち 6 施設を東京博善が運営する事実上の寡占状態が、価格決定の自由度を高め、公共性の高い火葬インフラが民間企業の利益追求に左右される構造的問題が顕在化しています。よって、区民の生活を支える公共インフラとしての区営火葬場の新設を強く求めます。

1 区営火葬場の新設

区が責任をもって区営斎場を建設し、各区ごとの火葬需要に見合ったサービスを提供すること。

2 価格統制の強化

新設する区営火葬場において、経済的弱者向けの低廉な料金体系（例：区民葬相当の 5 9, 6 0 0 円以下）を維持し、民間火葬場との競争を促進すること。

3 長期的なインフラ計画の策定

火葬需要に対応するため、公共インフラとしての火葬場の整備計画を策定し、民間依存からの脱却を図ること。

(理 由)

1 経済的負担の増大と公平性の欠如

東京博善の区民葬離脱により、火葬料金が 2 7, 4 0 0 円値上げされ、年金生活者や低所得世帯にとって大きな負担となります。現在の公営火葬場（瑞江葬儀所、臨海斎場）は 2 カ所のみで、選択肢が限られています。この状況は、都民が適正価格で火葬サービスを受けられない不公平な構造を生んでいます。

2 民間企業による市場の寡占と公共性の喪失

東京 2 3 区の火葬場のうち 6 施設を東京博善が運営し、約 7 0 % の火葬需要を担っています。この寡占状態は、価格競争を阻害し、民間企業の戦略的価格改定を許す要

因となっています。厚生労働省の指導指針では、火葬場は「地域住民に広く開かれた非営利施設」であるべきとされていますが、東京博善の行動はこれに反するものです。区営火葬場の新設は、市場競争を促し、公共性を回復する有効な手段です。

3 行政の統治能力の強化と区民の信頼回復

東京博善の離脱決定は、民間企業の一方的な判断が区民生活に直接影響を及ぼす事態を露呈しました。特別区長会は助成制度を検討中ですが、これは民間企業の値上げを税金で補填する対症療法に過ぎません。区営火葬場の整備は、行政が価格統制やサービス提供の主導権を握るための根本的解決策となり、区民の信頼回復に繋がります。

火葬は全ての区民が利用する公共性の高いサービスであり、その提供が民間企業の利益追求に委ねられる現状は看過できません。区営火葬場の新設は、区民の経済的負担軽減、公平なサービス提供、行政の統治能力強化に不可欠です。新宿区におかれましては、区民の生活を守るため、速やかに区営火葬場の整備に着手されることを強く要望いたします。